



# 第16期 定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日から平成29年3月31日

## 開催情報

日 時 平成29年6月28日（水曜日）  
午前10時（開場午前9時30分）

場 所 東京都港区芝公園2-4-1  
芝パークビルB館地下1階  
TOKYO - CONVENTION HALL  
AP浜松町

昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、後記の地図をご参照いただき、お間違えないようにお願いいたします。

## 目次

|          |    |
|----------|----|
| 招集ご通知    | 1  |
| （添付書類）   |    |
| 事業報告     | 2  |
| 連結計算書類   | 23 |
| 計算書類     | 27 |
| 株主総会参考書類 | 32 |

株式会社ライドオン・エクスプレス

証券コード：6082

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号  
株式会社 ライドオン・エクスプレス  
代表取締役社長 兼 CEO 江見 朗

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後6時までにご到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時(開場午前9時30分)  
2. 場 所 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階  
TOKYO-CONVENTION HALL AP浜松町  
(昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、後記の地図をご参照いただき、お間違えないようお願いいたします。)

3. 目的事項  
報告事項
1. 第16期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 新設分割計画承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件  
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.rideonexpress.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<http://www.rideonexpress.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意および株主懇親会等の開催はございませんので、予めご了承ください。
- ◎第16期定時株主総会の決議の結果については、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果については、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.rideonexpress.co.jp>)に掲載いたします。

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済の先行きや政策に関する不確実性による影響が懸念されるものの、政府の経済対策や日本銀行の金融政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな景気回復基調で推移しております。

当社グループの属する宅配食市場におきましても、高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等により、今後も堅調に推移すると考えられます。このような状況の下、当社グループは「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、調理済食材を中心とした宅配事業の展開において、1つの拠点に複数のブランドを出店する「複合化戦略」を促進するとともに、お客様に支持される価値ある商品づくりに取り組み、顧客の獲得、収益構造の強化を図ってまいりました。また、「複合化戦略」の一環として前連結会計年度より展開しております宅配寿司「すし上等!」における販売促進の強化、提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」の事業拡大に向けた人員の増強や新たなシステム開発等を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は売上高17,988百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益1,110百万円（前年同期比8.5%減）、経常利益1,105百万円（前年同期比6.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益605百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

事業ごとの業績は以下のとおりです。

#### ① 宅配事業

当連結会計年度末におけるFCを含むチェーン全体の店舗数は723店舗（直営店223店舗、FC店500店舗）、拠点数は371拠点（直営店94拠点、FC店277拠点）となりました（※）。

※当社グループのチェーンでは、商品を宅配するための事業所を全国に配置しており、これを「拠点」と呼んでおります。また、消費者に提供するメニューの種類ごとに設置される設備（宅配寿司「銀のさら」や宅配御膳「釜煎」等）、及び「ファインダイン」における消費者が選ぶことのできる提携レストランのラインナップ（メニュー）毎の配送機能を「店舗」と呼び、一つの「拠点」に複数の「店舗」を設置することがあります。

店舗数・拠点数の推移は、以下のとおりであります。

[店舗数の推移]

| 区分         | ブランド    | 前連結<br>会計<br>年度末 | 新規<br>出店 | 閉店  | 区分変更 |      | 当連結<br>会計<br>年度末 |
|------------|---------|------------------|----------|-----|------|------|------------------|
|            |         |                  |          |     | 増加   | 減少   |                  |
| 直営         | 銀のさら    | 79               | 1        | △ 2 | 11   | △ 3  | 86               |
|            | 釜寅      | 52               | 2        | △ 1 | 3    | △ 2  | 54               |
|            | すし上等!   | 63               | —        | △ 1 | —    | △ 2  | 60               |
|            | ファインダイナ | 18               | 2        | —   | —    | —    | 20               |
|            | 銀のお弁当   | 1                | —        | —   | —    | —    | 1                |
|            | その他     | 2                | —        | —   | —    | —    | 2                |
| 直営合計 店舗数   |         | 215              | 5        | △ 4 | 14   | △ 7  | 223              |
| F C        | 銀のさら    | 284              | 1        | △ 1 | 3    | △ 11 | 276              |
|            | 釜寅      | 133              | —        | △ 1 | 2    | △ 3  | 131              |
|            | すし上等!   | 92               | 1        | △ 2 | 2    | —    | 93               |
| F C合計 店舗数  |         | 509              | 2        | △ 4 | 7    | △ 14 | 500              |
| チェーン合計 店舗数 |         | 724              | 7        | △ 8 | 21   | △ 21 | 723              |

- (注) 1. 宅配寿司「ろくめいかん」は、宅配寿司「すし上等!」に全店舗ブランドを統一いたしました。F C店舗の「すし上等!」閉店2店舗は、「ろくめいかん」店舗となります。
2. 区分変更における直営店舗の増加は、主にF C店舗が閉店したエリアに直営店舗が出店したことによるものであり、F C店舗の増加とは、直営店舗の加盟企業への売却によるものです。

[拠点数の推移]

| 拠点         | 前連結<br>会計<br>年度末 | 拠点<br>開設 | 拠点<br>閉鎖 | 区分変更 |      | 当連結<br>会計<br>年度末 |
|------------|------------------|----------|----------|------|------|------------------|
|            |                  |          |          | 増加   | 減少   |                  |
| 直営 拠点数     | 86               | 2        | △ 2      | 11   | △ 3  | 94               |
| F C 拠点数    | 285              | 1        | △ 1      | 3    | △ 11 | 277              |
| チェーン合計 拠点数 | 371              | 3        | △ 3      | 14   | △ 14 | 371              |

宅配寿司「銀のさら」においては、商品戦略として、エリア別商品メニューの拡大に向けてトライアルを行ってまいりましたが、その結果をふまえ、9月より、東海、九州の2つのエリアにおいて、新メニューを展開しております。今後も地域ごとに商品やネタを選定したメニューを展開することで、顧客のニーズに応じてまいります。期間限定商品としては、「本マグロ 大トロ」、「トロサーモン」、「天然エビ」といった人気の高い食材を使用した商品を展開いたしました。また、「銀のさら」においては、年末年始を含む12月、1月が、年間において一番お客様のご利用数が多く、収益を獲得できる時期であるため、高級食材を使用した期間限定桶の提供、WEB注文サイトにおける年末年始用ページの作成、早期のWEB予約受付を実施することで、お客様の満足度・利便性及び収益性の向上に努めてまいりました。

宅配御膳「釜寅」においては、「二色鯛の春釜飯」、「厚切り豚のスタミナ釜飯」、「松茸釜飯」、「彩りうに釜飯」「三宝釜飯」などの期間限定商品キャンペーンを実施しております。

販売戦略としましては、繁忙期であるゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始に、「銀のさら」のテレビCMとして、マグロの活きの良さをダンスで表現した「オーディション編」、3月にはマグロのDHAにフォーカスした「結婚編」の放映を実施いたしました。

WEBにおける販売促進においては、「銀のさら」「釜寅」のWEB会員が100万人を突破したことを記念した、「WEB会員100万人突破！記念キャンペーン」等のWEB限定プレゼントキャンペーンや、「お誕生日にはおうちで『銀のさら』をお勧めする」、「BIRTHDAY SURPRISE (涙)」動画の作成・配信等、認知度向上のための施策を実施いたしました。「釜寅」においては、9月～12月においてゲームソフト「龍が如く6 命の詩。」とのコラボキャンペーンを行いました。9月末には、「銀のさら」「釜寅」の公式ホームページをリニューアルし、使いやすさの向上に努めております。2月からは、「銀のさら」「釜寅」WEB会員の新規登録及びWEB注文の促進に向けたDMやWEB広告を実施いたしました。

既存顧客に向けては、顧客属性にあわせた計画的なDMの実施、メールマガジンの配信等、CRM(※)の確立に向けた活動を行ってまいりました。

※Customer Relationship Managementの略。顧客接点での情報を統合管理し、顧客との長期的な関係を構築、製品・サービスの継続的な利用を促すことで収益の拡大を図るマーケティング手法。

宅配寿司の第2ブランドである「すし上等！」においては、商品戦略として、7月より低価格で高品質なメニュー展開に注力する「すし上等！800円プロジェクト」を一部店舗にて開始しております。プロジェクト開始時においては、有名タレントを起用するなど、プロモーションの強化を図っております。3月には、800円商品を拡充したトライアルメニューを開始いたしました。

販売戦略としましては、7月に、「すし上等！」のCM「安くて上等！旨くて上等！編」を、一部地域とWEBサイトにて放映を実施し、認知度の向上に向けた活動を行ってまいりました。また、ブランドの認知度及び販売促進の費用対効果の向上に向けた、訴求ポイントの異なる数種類の販売促進ツールのトライアルの結果をふまえ、9月より新しい販売促進ツールを活用しております。10月には「すし上等！」公式ホームページをリニューアルし、利便性の向上に努めております。

宅配弁当「銀のお弁当」においては、他ブランドの拡大に向けた活動に当社グループのリソースを集中させるため、現在運営しております1店舗を平成29年5月31日の営業をもって閉店する予定です。

提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」においては、引き続き「ファインダイン」と他ブランドとの複合化戦略として、宅配寿司「銀のさら」、宅配御膳「釜寅」、宅配寿司「すし上等！」の複合店に「ファインダイン」を複合化した新しい形態のトライアルを行っております。顧客データベースを共有した販売促進施策の実施等においては売上への貢献がみられております。またコントロールセンターを活用した拠点での業務効率化及び各ブランドと連携した配車システムを活用したデリバリーの最適化による生産性の向上においても成果がみられたため更なるブラッシュアップを目指しております。また、今後の事業拡大に向けて、店舗・営業人員の増強、新たなシステム開発等を行っております。

これらの施策の結果、宅配事業における当連結会計年度の売上高は17,973百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

## ②その他事業

その他事業として主に展開しておりました「リトルアーティスト」においては、第4四半期より制作・販売を提携先にて行っております。

その結果、その他事業における当連結会計年度の売上高は15百万円（前年同期比41.0%減）となりました。

## 事業の部門別売上高

| 事業部門      | 売上高           | 前年同期比   |
|-----------|---------------|---------|
| 宅 配 事 業   | 17,973,043 千円 | 103.8 % |
| そ の 他 事 業 | 15,038 千円     | 59.0 %  |
| 合計        | 17,988,081 千円 | 103.7 % |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. その他事業とは宅配事業以外の主に「リトルアーティスト」に関する創作活動事業であります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は311,862千円（無形固定資産を含む）であり、主に新店舗の出店、既存店舗の移転を目的とした設備投資を実施いたしました。設備投資額の内訳は、建物138,313千円、車両運搬具17,224千円、工具、器具及び備品77,683千円、その他資産77千円であります。

また、店舗運営システム及びWEB受注システム等への設備投資額は、79,427千円となりました。

なお、上記設備投資額には、資産除去債務会計基準適用による増加額は含まれておりません。

### (3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株発行により28,051千円の資金調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「ビジネスを通じ、相手の幸せが自らの喜びと感ずる境地を目指す」という企業理念に基づき、お客様の「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」を実現していくことが、当社グループの使命であると認識しております。

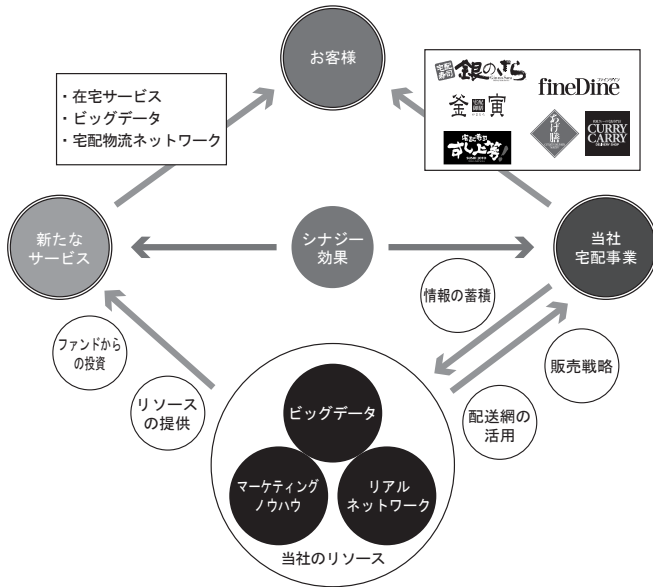
当社グループにおいては、現在、宅配事業における拠点ブランドとして宅配寿司「銀のさら」を、複合化ブランドとして宅配御膳「釜寅」／宅配寿司「すし上等！」等を、提携レストランの宅配代行ブランドとして「ファインダイン」を展開しております。これら全国の宅配拠点（デリバリー）ネットワーク、事業活動において構築した顧客データベース（ビッグデータ（※））、One to Oneマーケティングによる販売促進ノウハウ、それらリソースとのシナジー効果を上げられる業務提携やM&A、ファンからの投資等を通じ、より多くのお客様に支持され

る本物の味と、自宅にいながらにして「受けられるサービス・楽しめるコンテンツ・届けられる商品」をスピーディに提供することによって、「誰もがご自宅にいながらにして、より便利で快適な新しいライフスタイルの創出」に貢献していく「次世代ホームネット戦略」を基本戦略としております。

「次世代ホームネット戦略」の実現に向けて、今後更なるお客様のニーズに応じていくために、オンデマンド（お客様の要求に応じて即時にサービスを提供する）でのサービス提供を軸とした「オンデマンドプラットフォーム」の構築に向けて事業活動を進めてまいります。

※巨大で複雑なデジタルデータの集積のこと。

[次世代ホームネット戦略 概念図]



基本戦略の遂行及び経営基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。



## ①店舗数の増加について

平成28年度の当社グループのチェーン総売上高は、宅配寿司（「銀のさら」「すし上等！」）277億円、宅配御膳「釜寅」36億円となっております。

今後、事業を拡大するためには、宅配事業の店舗数の増加が重要な課題であると認識しております。当社グループにおける店舗展開においては、既存の拠点内において複数のブランドを出店（複合化）する「複合化戦略」をとっております。当社グループの宅配事業は外食のような来店型ではないため、1拠点内で複数のブランドを運営することが可能であります。1拠点内で複数のブランドを出店することにより、売上高の拡大ならびに各種コストの共有化による収益性の強化を実現しております。

この「複合化戦略」による店舗数の増加に向けて、直営店における既存拠点での別ブランドの新規出店に加え、既存加盟企業による出店も促進してまいります。また、既存ブランドのみならず複合化による収益性の強化が可能な宅配ブランドを、自社開発及びM&A等によって増やしていくことも検討し、店舗数の増加を進めてまいります。

さらに、今後、長期的には、海外への展開を検討していく方針です。

なお、株式会社富士経済の調べによる「外食産業マーケティング便覧2016 No. 1（注）」においては、平成27年における宅配寿司市場の市場規模は570億円、宅配釜飯市場の市場規模は45億円と推計される旨が記載されております。

（注）株式会社富士経済の調べにおける「宅配寿司市場」には、来店型寿司店等の出前及びファミリーレストラン、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の宅配は含まれておりません。「宅配釜飯市場」には、来店型釜飯店、和食レストラン等の宅配は含まれておりません。また、株式会社富士経済の調べにおける「平成27年」とは、主に各企業の1月から12月の実績値となりますが、一部、企業により年間実績の対象月が異なります。一方で、平成28年度の当社グループのチェーン総売上高は、平成28年4月から平成29年3月の実績値となります。なお、掲載しております市場規模のデータにつきましては、当社グループが事業環境の説明を行う上で、参考となりうる情報として記載しておりますので、調査方法や調査対象企業、調査時期等により市場規模数値は異なる可能性があります。

## ② 新商品及び新サービスの開発について

高齢化社会の進展、女性の社会進出、小規模世帯の増加、インターネットの普及等の背景の下、消費者の形態・ニーズは多様に変化しております。「銀のさら」をはじめとする当社グループの各ブランドにおいて、それぞれのコアターゲットとする顧客層のニーズを把握し、新商品の開発、メニュー改定等を実施していくことは重要な課題であると認識しております。

当社グループにおいては、注文を受けてから速やかに配達するオンデマンドデリバリー（即時配達）を基本とした宅配食市場に向けたサービスを展開しております。主たるブランドであります宅配寿司「銀のさら」の顧客構成においては、

若年層から高齢層まで幅広く分布しておりますが、利用頻度においては50代以上が高いという特性があり、また宅配御膳「釜寅」では、30代・40代のご利用が多くみられることから、今後の更なる高齢化や第2次ベビーブーム世代の人口推移とともに、拡大することが想定されます。また、宅配寿司の第2ブランド「すし上等！」においては、「銀のさら」よりも安価で、より日常的なご利用を促進することにより、宅配寿司の利用機会の創出・増加につなげていけると考えております。

また、提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」においては、従来の宅配利用者とは異なった新たな顧客層を取り込むことで、お客様のニーズに多面的に添えていけると考えております。

当社グループでは、蓄積された顧客データベース（ビッグデータ）の分析及び定期的な顧客調査を行い、お客様の満足度が高い商品の提供に努めております。その食材の調達においては、700店舗を超えるスケールメリットを生かし、味・品質・サイズ・部位・納品ロット・産地等に独自の規格を設け、加工業者の対応可否を確認の上、仕入商品を確定しております。

今後も堅調に推移すると考えられる宅配食市場及び今後の広がり期待されるオンデマンドデリバリーのニーズを把握するための調査活動を実施し、顧客のニーズを喚起する新商品の投入、メニューの改定等に取り組んでまいります。

長期的には、事業活動において構築した顧客データベース、販売促進ノウハウ、全国に広がる宅配拠点を活用した、通販や小売などの新たなサービスを検討してまいります。また、提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」においては、外部サイトとの連携等による、情報（ネット）と宅配（リアル）を活用した新たなサービスを検討してまいります。

### ③ 販売促進活動について

当社グループの宅配事業においては、新規顧客の獲得に加え、リピート顧客の再注文が重要となっております。個々のニーズにあわせた利用喚起を行う上で、インターネットの普及、それに伴う電子商取引市場規模の拡大といった背景により、インターネットにおける販売戦略も重要な課題であると考えております。

従前、販売促進の手法としましては、長年の宅配事業において培った効率的な頻度・数量のメニュー・折込チラシの配布、チェーン全体のイメージ・売上アップのためのテレビコマーシャル放映、顧客に向けてのダイレクトメール等による活動を行ってまいりました。

一方、昨今はインターネット経由での注文が増加し、ネット環境への対応が必要な状況となってきたことから、WEBにおける販売戦略を確立すべく、WEB受注サイトの自社開発・運営、WEBを活用した販売促進活動を積極的に展開しております。

当社グループは、宅配事業ならではの注文履歴をはじめとした様々なお客様情報、アンケート活動等により取得したお誕生日・記念日情報等、多様な顧客情報を保有しておりますので、それらをWEBとともに活用することで、個々のお客様のニーズにあわせた情報、サービスの提供、コミュニケーション及び受注活動を円滑に行うことが可能となると考えております。今後の更なるサービス力・売上の向上のためにも、WEBを活用したOne to Oneマーケティング手法を確立すべく取り組んでまいります。

#### ④ システムの強化について

宅配事業においては、システムの活用が店舗運営及び戦略立案上、重要であると認識しております。当社グループの主たる事業であります宅配寿司「銀のさら」、宅配御膳「釜寅」等においては、店舗における受注システム、WEBサイトにおける受注システム及び注文・顧客・店舗運営管理情報等を格納するシステム等を自社にて開発、構築しており、それらを活用しながら、日々の店舗運営、分析等を行っております。

また、提携レストランの宅配代行サービス「ファインダイン」においては、WEB受注システム、電話受注システム、GPSやデリバリーログデータを活用した配車システム、デリバリースタッフとの連携機能、レストランとの注文連携における情報伝達機能等を統合した、独自のシステム体制を構築、運用しております。

今後も店舗運営の効率化、戦略立案における精度の高い分析、お客様にとっての利便性等を向上するためにも、システムの強化に取り組んでまいります。

#### ⑤ 人財（※）の採用及び育成について

当社グループが今後事業を拡大するにあたってその事業特性から、店舗拡大に伴った人財の確保及び質の向上が重要な課題であると認識しております。

当社グループにおける人財は、社員（店舗運営及び店舗支援社員、本部サポート社員）ならびに店舗運営に携わるクルー（アルバイト、パート）で構成されております。

社員の採用については、計画的に実施する新卒採用、中途採用に加え、既存店舗のクルーからの社員登用も積極的に行っております。クルーに関しましては、店舗数の増減に応じて、必要数の確保を行っております。

人財育成については、高い能力・技術を必要とする店長候補の育成のために「店長研修」の充実を図り、定期的に「店長会議」を開催し、継続的な研修・情報共有を行っております。本部サポート社員に関しましては、業務内容・能力・役職に応じた各種研修を行っております。

また、当社グループの事業においては、電話受注・お届け時の対応といった短い接客時間における心こもったサービスが重要であるため、クルーにおいては、接客における教育を重視しております。クルーのモチベーションアップが当社グループの業績に好影響を与えると考えていることから、定期的にサービス・業務効率向上のためのキャンペーンや、成果発表会及び表彰イベントの場である「REX CREW FESTA」を開催し、モチベーションの維持向上に取り組んでおります。

上記の採用、育成活動を都度ブラッシュアップし、優秀な人財の採用・育成に努めてまいります。

※当社グループでは、従業員は当社グループの運営を担う上で重要な存在であると考え、「材」ではなく「財」の字を用いて「人財」と表記しております。

#### ⑥ 衛生管理の強化、徹底について

食品業界においては、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による衛生評価及び外部検査機関による検査を行っており、その結果より各店舗に衛生管理指導を行うなどの衛生管理体制を整備しております。今後も法改正等に対応しながら、更なる衛生管理体制の強化を行ってまいります。

#### ⑦ 経営管理組織の充実について

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を構築していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員会ならびに監査法人による監査との連携を強化し、加えて、全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第13期                           | 第14期                           | 第15期                           | 第16期                           |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                          | 自 平成25年 4月 1日<br>至 平成26年 3月31日 | 自 平成26年 4月 1日<br>至 平成27年 3月31日 | 自 平成27年 4月 1日<br>至 平成28年 3月31日 | 自 平成28年 4月 1日<br>至 平成29年 3月31日 |
| 売 上 高 (千円)               | —                              | 17,246,744                     | 17,346,161                     | 17,988,081                     |
| 経 常 利 益 (千円)             | —                              | 1,050,197                      | 1,180,974                      | 1,105,296                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | —                              | 558,422                        | 673,003                        | 605,471                        |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)       | —                              | 58円76銭                         | 66円17銭                         | 58円50銭                         |
| 総 資 産 (千円)               | —                              | 6,312,410                      | 6,814,844                      | 7,159,586                      |
| 純 資 産 (千円)               | —                              | 3,219,189                      | 3,836,369                      | 4,367,106                      |
| 1株当たり<br>純 資 産 (円)       | —                              | 317円96銭                        | 371円55銭                        | 418円28銭                        |

- (注) 1. 第14期より連結計算書類を作成しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり純資産は、期末の発行済株式総数に基づき算出しております。  
 4. 平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
 5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、株式分割が第14期の期首に行われたものとして算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第13期                           | 第14期                           | 第15期                           | 第16期                           |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                        | 自 平成25年 4月 1日<br>至 平成26年 3月31日 | 自 平成26年 4月 1日<br>至 平成27年 3月31日 | 自 平成27年 4月 1日<br>至 平成28年 3月31日 | 自 平成28年 4月 1日<br>至 平成29年 3月31日 |
| 売 上 高 (千円)             | 16,470,863                     | 17,246,744                     | 17,346,161                     | 17,988,081                     |
| 経 常 利 益 (千円)           | 933,868                        | 1,050,197                      | 1,181,524                      | 1,104,780                      |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 504,386                        | 558,422                        | 673,516                        | 604,916                        |
| 1株当たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 59円81銭                         | 58円76銭                         | 66円22銭                         | 58円45銭                         |
| 総 資 産 (千円)             | 5,542,392                      | 6,310,410                      | 6,812,907                      | 7,157,078                      |
| 純 資 産 (千円)             | 2,481,237                      | 3,217,189                      | 3,834,932                      | 4,365,139                      |
| 1株当たり<br>純 資 産 (円)     | 266円74銭                        | 317円96銭                        | 371円60銭                        | 418円18銭                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、期末の発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 平成25年8月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
 4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、株式分割が第13期の期首に行われたものとして算定しております。  
 5. 従来、店舗の譲渡及び譲受に伴う固定資産の除売却費用等を特別損益に計上していましたが、平成27年3月期より、営業外損益に計上する方法に変更しております。そのため、第13期以降の損益の状況については、当該変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②子会社の状況

| 名称                           | 住所    | 資本金<br>(千円) | 主要な事業の内容 | 議決権の<br>所有割合<br>(%) |
|------------------------------|-------|-------------|----------|---------------------|
| ライドオン・エースタート<br>1号投資事業有限責任組合 | 東京都港区 | 1,000       | 投資事業     | 99.8                |

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社であります。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

- ① フードデリバリー事業の運営
- ② フランチャイズ本部の運営、加盟店募集および指導育成

## (8) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 本社         | 東京都港区             |
| 研修センター     | 東京都港区             |
| テストキッチン    | 東京都港区             |
| コントロールセンター | 東京都港区             |
| 直営拠点       | 94拠点（以下の表に記載のとおり） |

| 地区   | 拠点         | 地区   | 拠点         |
|------|------------|------|------------|
| 北海道  | 東区中央店ほか1拠点 | 静岡県  | 静岡中央店ほか4拠点 |
| 秋田県  | 秋田卸町店      | 愛知県  | 千種店ほか9拠点   |
| 山形県  | 山形店        | 三重県  | 伊勢店ほか2拠点   |
| 福島県  | いわき店       | 滋賀県  | 彦根店        |
| 茨城県  | 土浦店        | 大阪府  | 江坂店        |
| 栃木県  | 足利店        | 岡山県  | 岡山奥田店ほか1拠点 |
| 群馬県  | 新伊勢崎店      | 香川県  | 高松店        |
| 埼玉県  | 川越店ほか3拠点   | 高知県  | 高知はりまや町店   |
| 千葉県  | 市原五井店ほか1拠点 | 福岡県  | 野芥店ほか6拠点   |
| 東京都  | 両国店ほか32拠点  | 佐賀県  | 佐賀店        |
| 神奈川県 | 本牧店ほか6拠点   | 熊本県  | くまなん店ほか1拠点 |
| 新潟県  | 新潟中央店ほか1拠点 | 鹿児島県 | 宇宿店        |
| 岐阜県  | 岐阜北店ほか1拠点  | 沖縄県  | 那覇北店       |

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

| 区 分    | 従業員数 | 前連結会計年度<br>末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|-----------------|-------|--------|
| 男 性    | 303名 | 27名増            | 34.3歳 | 5.1年   |
| 女 性    | 37名  | 2名増             | 32.9歳 | 5.5年   |
| 合計又は平均 | 340名 | 29名増            | 34.1歳 | 5.1年   |

(注) 上記は、正規従業員、契約社員数の状況であり、パートタイマー等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借 入 先        | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 50,000 千円 |
| (株)みずほ銀行     | 20,018 千円 |
| (株)商工組合中央金庫  | 13,695 千円 |
| (株)横浜銀行      | 8,200 千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株          |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,438,400株          |
| (3) 株主数      | 25,554名（前期比15,534名増） |
| (4) 大株主      |                      |

| 株主名                        | 当社への出資状況   |        |
|----------------------------|------------|--------|
|                            | 持株数        | 持株比率   |
| 株式会社エミA&Y                  | 2,060,000株 | 19.73% |
| 江見 朗                       | 647,300株   | 6.20%  |
| BNYM TREATY DTT 10         | 630,900株   | 6.04%  |
| 松島 和之                      | 283,800株   | 2.71%  |
| 渡邊 一正                      | 214,500株   | 2.05%  |
| 富板 克行                      | 207,500株   | 1.98%  |
| 水谷 俊彦                      | 133,500株   | 1.27%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 131,100株   | 1.25%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 104,000株   | 0.99%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 94,900株    | 0.90%  |

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が118,400株、資本金が14,025千円、資本準備金が14,025千円増加しております。



### 3. 新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 発行決議の日                  | 平成23年4月8日 |      | 平成24年7月4日 |     |
|-------------------------|-----------|------|-----------|-----|
| 保有人員および新株予約権の個数         |           |      |           |     |
| 当社取締役(監査等委員および社外取締役を除く) | 1名        | 800個 | 0名        | 0個  |
| 当社取締役(監査等委員)            | 0名        | 0個   | 1名        | 78個 |
| 計                       | 1名        | 800個 | 1名        | 78個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類        | 普通株式      |      | 普通株式      |     |
| 新株予約権の目的となる株式の数(注)      | 320,000株  |      | 31,200株   |     |
| 新株予約権の払込価額              | 697円      |      | 無償        |     |

(注) 当社は、平成27年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                   |
|---------------|-------|---------------------------------|
| 代表取締役社長 兼 CEO | 江見 朗  |                                 |
| 取締役副社長 兼 COO  | 松島 和之 | 営業部門統括                          |
| 取締役副社長 兼 CFO  | 渡邊 一正 | 経営企画/管理部門統括<br>株式会社エースタート 代表取締役 |
| 常務取締役         | 富板 克行 | 営業部門・銀のおお当事業担当                  |
| 常務取締役         | 水谷 俊彦 | 営業部門・あげ膳/カレーキャリア<br>事業担当        |
| 常務取締役         | 赤木 豊  | WEB/情報システム部門・ファイ<br>ンダイン事業担当    |
| 取締役（監査等委員）    | 清野 敏彦 |                                 |
| 取締役（監査等委員）    | 瀧谷 啓吾 | 有限会社十八企画 取締役<br>株式会社ユリス 代表取締役   |
| 取締役（監査等委員）    | 岩部 成善 |                                 |

- (注) 1. 会社法第2条第15号に定める社外取締役 瀧谷啓吾氏、岩部成善氏  
 2. 当社は、社外取締役である瀧谷啓吾氏及び岩部成善氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。  
 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、清野敏彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

##### (3) 取締役の報酬等の額

| 区分                   | 取締役（監査等委員を除く）  |                  | 取締役（監査等委員）       |                     | 合計                  |                      |
|----------------------|----------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
|                      | 支給人員           | 支給額              | 支給人員             | 支給額                 | 支給人員                | 支給額                  |
| 定款または総議決権に基づく株主に係る報酬 | 6名<br>(うち社外1名) | 233,924千円<br>—千円 | 3名<br>(うち社外2名)   | 11,175千円<br>4,800千円 | 9名<br>(うち社外2名)      | 245,099千円<br>4,800千円 |
|                      | 計              | 6名<br>(うち社外1名)   | 233,924千円<br>—千円 | 3名<br>(うち社外2名)      | 11,175千円<br>4,800千円 | 9名<br>(うち社外2名)       |

- (注) 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員） 瀧谷啓吾、岩部成善

①他の法人等の業務執行者の兼任状況

社外取締役（監査等委員）瀧谷啓吾氏は、有限会社十八企画の取締役、株式会社ユリスの代表取締役を兼務しております。各社と当社グループの間には、特別の利害関係はございません。

②他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はございません。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況および発言状況

平成29年3月期における取締役会への出席状況は次のとおりであります。

取締役  
（監査等委員） 瀧谷 啓吾氏 取締役会20回開催 うち20回出席

取締役  
（監査等委員） 岩部 成善氏 取締役会20回開催 うち20回出席

瀧谷啓吾氏、岩部成善氏は、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

平成29年3月期における監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

取締役  
（監査等委員） 瀧谷 啓吾氏 監査等委員会14回開催 うち14回出席

取締役  
（監査等委員） 岩部 成善氏 監査等委員会14回開催 うち14回出席

瀧谷啓吾氏、岩部成善氏は、監査等委員相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

優成監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額     |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,500 千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000 千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他、社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）、監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

③損失の危機の管理に関する規定その他の体制

代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行った上、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査室は、各部署のリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告する。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

b. 子会社の法務、人事及び経理業務等については、当社の担当部署が支援を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を管理し、当社グループ全体の業務の整合性と子会社の役職員の効率的な職務執行を確保する。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

b. 当社の役職員が子会社の取締役就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制ならびにその使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査等委員会と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、監査等委員を除く取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査等委員会の同意を得た上で決定するものとし独立性を確保する。

⑦監査等委員を除く取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員を除く取締役または使用人は、監査等委員会に対して当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査等委員は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、監査等委員を除く取締役及び使用人に説明を求められることのできる体制を構築する。

b. 子会社役員等は、監査等委員会に対して当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

c. 当社グループは、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨、周知徹底する。

d. 監査等委員は、重要な意思決定の状況を把握するため、子会社の取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、子会社役員等に説明を求められることのできる体制を構築する。

e. 監査等委員を除く取締役は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。整備状況に関しては、外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行ない、役員等への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しております。
- ② 取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会に出席いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監督、内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けており、業績、財政状態及び今後の事業展開を勘案した上で、配当を実施する事を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり10円とさせていただきます。

---

本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  | <b>負債の部</b>              |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,095,203</b> | <b>流動負債</b>              | <b>2,305,501</b> |
| 現金及び預金          | 2,836,557        | 買掛金                      | 860,500          |
| 売掛金             | 971,532          | 一年内返済予定の長期借入金            | 86,438           |
| 有価証券            | 800,000          | 未払金                      | 914,955          |
| 商 品             | 31,160           | 未払法人税等                   | 195,002          |
| 原材料及び貯蔵品        | 182,154          | ポイント引当金                  | 1,667            |
| 繰延税金資産          | 35,635           | 株主優待引当金                  | 73,688           |
| その他             | 261,594          | その他                      | 173,250          |
| 貸倒引当金           | △23,432          |                          |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,064,382</b> | <b>固定負債</b>              | <b>486,977</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>633,819</b>   | 長期借入金                    | 5,475            |
| 建物              | 468,906          | 資産除去債務                   | 137,688          |
| 車両運搬具           | 32,067           | 預り保証金                    | 343,814          |
| 工具器具備品          | 130,678          |                          |                  |
| 土 地             | 2,166            |                          |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>292,529</b>   | <b>負 債 合 計</b>           | <b>2,792,479</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,138,033</b> | <b>純資産の部</b>             |                  |
| 投資有価証券          | 283,772          | 株主資本                     | 4,369,195        |
| 差入保証金           | 610,686          | 資本金                      | 964,461          |
| 繰延税金資産          | 164,826          | 資本剰余金                    | 868,104          |
| その他             | 199,704          | 利益剰余金                    | 2,536,732        |
| 貸倒引当金           | △120,955         | 自己株式                     | △103             |
|                 |                  | その他の包括利益累計額              | △3,041           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金             | △3,041           |
|                 |                  | <b>非支配株主持分</b>           | <b>952</b>       |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,367,106</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>7,159,586</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>7,159,586</b> |



# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額     |            |
|--------------------|---------|------------|
| I. 売上高             |         | 17,988,081 |
| II. 売上原価           |         | 9,389,828  |
| 売上総利益              |         | 8,598,253  |
| III. 販売費及び一般管理費    |         | 7,487,924  |
| 営業利益               |         | 1,110,328  |
| IV. 営業外収益          |         |            |
| 受取利息               | 2,616   |            |
| 業務受託料              | 3,416   |            |
| 固定資産売却益            | 7,754   |            |
| その他                | 3,105   | 16,893     |
| V. 営業外費用           |         |            |
| 支払利息               | 2,155   |            |
| 固定資産除売却損           | 2,911   |            |
| 加盟店舗買取損            | 4,323   |            |
| 投資有価証券売却損          | 4,393   |            |
| その他                | 8,140   | 21,925     |
| 経常利益               |         | 1,105,296  |
| VI. 特別利益           |         |            |
| 受取保険金              | 7,521   | 7,521      |
| VII. 特別損失          |         |            |
| 固定資産除売却損           | 20,794  |            |
| リース解約損             | 3,530   |            |
| 減損損失               | 78,142  | 102,466    |
| 税金等調整前当期純利益        |         | 1,010,351  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 403,633 |            |
| 法人税等調整額            | 1,285   | 404,918    |
| 当期純利益              |         | 605,432    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |         | △38        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |         | 605,471    |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|----------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 平成28年4月1日残高                | 950,435 | 854,119 | 2,034,461 | △103    | 3,838,913 |
| 当連結会計年度中の変動額               |         |         |           |         |           |
| 新株の発行                      | 14,025  | 14,025  | —         | —       | 28,051    |
| 剰余金の配当                     | —       | —       | △103,199  | —       | △103,199  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            | —       | —       | 605,471   | —       | 605,471   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | —       | △41     | —         | —       | △41       |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | 14,025  | 13,984  | 502,271   | —       | 530,281   |
| 平成29年3月31日残高               | 964,461 | 868,104 | 2,536,732 | △103    | 4,369,195 |

|                            | その他の包括利益累計額  |               | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|----------------------------|--------------|---------------|---------|-----------|
|                            | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |
| 平成28年4月1日残高                | △4,494       | △4,494        | 1,950   | 3,836,369 |
| 当連結会計年度中の変動額               |              |               |         |           |
| 新株の発行                      | —            | —             | —       | 28,051    |
| 剰余金の配当                     | —            | —             | —       | △103,199  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            | —            | —             | —       | 605,471   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | 1,452        | 1,452         | △997    | 414       |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | 1,452        | 1,452         | △997    | 530,737   |
| 平成29年3月31日残高               | △3,041       | △3,041        | 952     | 4,367,106 |

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

株式会社 ライドオン・エクスプレス  
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小野 潤 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライドオン・エクスプレスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライドオン・エクスプレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  | <b>負債の部</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,744,729</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,304,961</b> |
| 現金及び預金          | 2,486,083        | 買掛金              | 860,500          |
| 売掛金             | 971,532          | 一年内返済予定の長期借入金    | 86,438           |
| 有価証券            | 800,000          | 未払金              | 914,415          |
| 商品              | 31,160           | 未払費用             | 18,827           |
| 原材料及び貯蔵品        | 182,154          | 未払法人税等           | 195,002          |
| 前払費用            | 112,163          | 未払消費税等           | 57,383           |
| 繰延税金資産          | 35,635           | 前受金              | 25,918           |
| 未収入金            | 122,044          | 預り金              | 69,154           |
| その他             | 27,386           | ポイント引当金          | 1,667            |
| 貸倒引当金           | △23,432          | 株主優待引当金          | 73,688           |
|                 |                  | その他              | 1,967            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,412,349</b> | <b>固定負債</b>      | <b>486,977</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>633,819</b>   | 長期借入金            | 5,475            |
| 建物              | 468,906          | 資産除去債務           | 137,688          |
| 車両運搬具           | 32,067           | 預り保証金            | 343,814          |
| 工具器具備品          | 130,678          |                  |                  |
| 土地              | 2,166            |                  |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>292,529</b>   | <b>負債合計</b>      | <b>2,791,939</b> |
| 商標権             | 5,622            | <b>純資産の部</b>     |                  |
| ソフトウェア          | 286,906          | <b>株主資本</b>      | <b>4,369,195</b> |
|                 |                  | <b>資本金</b>       | <b>964,461</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,486,000</b> | <b>資本剰余金</b>     | <b>868,145</b>   |
| 投資有価証券          | 156,400          | 資本準備金            | 868,145          |
| その他の関係会社有価証券    | 475,337          | <b>利益剰余金</b>     | <b>2,536,691</b> |
| 長期前払費用          | 12,090           | その他利益剰余金         | 2,536,691        |
| 差入保証金           | 610,686          | 繰越利益剰余金          | 2,536,691        |
| 長期未収入金          | 172,408          | <b>自己株式</b>      | <b>△103</b>      |
| 繰延税金資産          | 164,826          |                  |                  |
| その他             | 15,205           | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△4,056</b>    |
| 貸倒引当金           | △120,955         | その他有価証券評価差額金     | △4,056           |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,157,078</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>4,365,139</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,157,078</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| I. 売上高          |         | 17,988,081 |
| II. 売上原価        |         | 9,389,828  |
| 売上総利益           |         | 8,598,253  |
| III. 販売費及び一般管理費 |         | 7,478,865  |
| 営業利益            |         | 1,119,388  |
| IV. 営業外収益       |         |            |
| 受取利息            | 2,613   |            |
| 業務受託料           | 3,416   |            |
| 固定資産売却益         | 7,754   |            |
| その他             | 3,105   | 16,889     |
| V. 営業外費用        |         |            |
| 支払利息            | 2,155   |            |
| 固定資産除売却損        | 2,911   |            |
| 加盟店舗買取損         | 4,323   |            |
| 投資有価証券売却損       | 4,393   |            |
| 投資事業組合運用損       | 12,000  |            |
| その他             | 5,711   | 31,496     |
| 経常利益            |         | 1,104,780  |
| VI. 特別利益        |         |            |
| 受取保険金           | 7,521   | 7,521      |
| VII. 特別損失       |         |            |
| 固定資産除売却損        | 20,794  |            |
| リース解約損          | 3,530   |            |
| 減損損失            | 78,142  | 102,466    |
| 税引前当期純利益        |         | 1,009,835  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 403,633 |            |
| 法人税等調整額         | 1,285   | 404,918    |
| 当期純利益           |         | 604,916    |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |         |                     |           |      | 自己株式      | 株主資本合計 |
|---------------------------|---------|-----------|---------|---------------------|-----------|------|-----------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金           |           |      |           |        |
|                           |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |      |           |        |
| 当 期 首 残 高<br>(平成28年4月1日)  | 950,435 | 854,119   | 854,119 | 2,034,974           | 2,034,974 | △103 | 3,839,427 |        |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |         |                     |           |      |           |        |
| 新 株 の 発 行                 | 14,025  | 14,025    | 14,025  | —                   | —         | —    | 28,051    |        |
| 剰 余 金 の 配 当               | —       | —         | —       | △103,199            | △103,199  | —    | △103,199  |        |
| 当 期 純 利 益                 | —       | —         | —       | 604,916             | 604,916   | —    | 604,916   |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)       | —       | —         | —       | —                   | —         | —    | —         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計             | 14,025  | 14,025    | 14,025  | 501,717             | 501,717   | —    | 529,768   |        |
| 当 期 末 残 高<br>(平成29年3月31日) | 964,461 | 868,145   | 868,145 | 2,536,691           | 2,536,691 | △103 | 4,369,195 |        |

|                           | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高<br>(平成28年4月1日)  | △4,494       | △4,494     | 3,834,932 |
| 当 期 変 動 額                 |              |            |           |
| 新 株 の 発 行                 | —            | —          | 28,051    |
| 剰 余 金 の 配 当               | —            | —          | △103,199  |
| 当 期 純 利 益                 | —            | —          | 604,916   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)       | 437          | 437        | 437       |
| 当 期 変 動 額 合 計             | 437          | 437        | 530,206   |
| 当 期 末 残 高<br>(平成29年3月31日) | △4,056       | △4,056     | 4,365,139 |

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月22日

株式会社 ライドオン・エクスプレス  
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員                    公認会計士    佐藤 健文 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員                    公認会計士    小野 潤 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライドオン・エクスプレスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社ライドオン・エクスプレス 監査等委員会

常勤監査等委員 清野 敏彦 ㊞

社外監査等委員 瀧谷 啓吾 ㊞

社外監査等委員 岩部 成善 ㊞

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第16期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成長のため内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 10円 総額 104,383,360円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月29日

### 第2号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、「ご家庭での生活を『もっと美味しく、もっと便利に』」をテーマに、宅配事業における拠点ブランドとして宅配寿司「銀のさら」を、複合化ブランドとして宅配御膳「釜寅」／宅配寿司「すし上等!」等を、提携レストランの宅配代行ブランドとして「ファインダイン」を展開しております。

これら全国の宅配拠点（デリバリー）ネットワーク、事業活動において構築した顧客データベース（ビッグデータ）、One to Oneマーケティングによる販売促進ノウハウ、それらリソースとのシナジー効果を上げられる業務提携やM&A、ファンドからの投資等を通じ、より多くのお客様に支持される本物の味と、自宅にいながらにして「受けられるサービス・楽しめるコンテンツ・届けられる商品」をスピーディに提供することによって、「誰もがご自宅にいながらにして、より便利で快適な新しいライフスタイルの創出」に貢献していく「次世代ホームネット戦略」を基本戦略として事業活動を進めております。

「次世代ホームネット戦略」の実現に向けて、今後更なるお客様のニーズに応えていくために、オンデマンド（お客様の要求に応じて即時にサービスを提供する）でのサービス提供を軸とした「オンデマンドプラットフォーム」を構築していきたいと考えております。

「オンデマンドプラットフォーム」の構築に向けては、当社の主要業態である「宅配寿司」、「宅配御膳」のブランド力、サービス力の更なる向上を目指すと共に、提携レストランの宅配代行ブランド「ファインダイン」の市場拡大、サービス力の向上及び他ブランドとの複合化店舗を、まずは首都圏を中心として展開していく必要があると考えております。

「オンデマンドプラットフォーム」の構築による企業価値の向上を図るため、また、今後のサービス拡大に向けた新業態の開発やM&A等の検討を進めるため、今以上に迅速な意思決定と事業実行及び市場環境の変化に柔軟に対応できる体制づくりが必要であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 株式会社ライドオンエクスプレス分割計画書（写）

この分割計画書は、株式会社ライドオン・エクスプレス(以下、「甲」という。)が、会社組織再編を目的として、その営む宅配事業(フランチャイズ本部機能及び首都圏以外の直営店舗に関する事業。以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライドオンエクスプレス(以下、「乙」という。)に承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(2) 商号

株式会社ライドオンエクスプレス

(3) 本店の所在地

東京都港区

(設立時の本店は、東京都港区三田三丁目5番27号に置く。)

(4) 発行可能株式総数

12,000株

- 2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条 (乙の設立時取締役ならびに設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役ならびに設立時監査役は次のとおりとする。

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 設立時取締役 | 江見 | 朗  |
| 設立時取締役 | 松島 | 和之 |
| 設立時取締役 | 渡邊 | 一正 |
| 設立時取締役 | 富板 | 克行 |
| 設立時取締役 | 水谷 | 俊彦 |

設立時取締役  
設立時監査役

赤木 豊  
清野 敏彦

第3条 (乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務に関する事項)

乙は本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産及び債務、労働契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、乙の成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2 乙が甲より承継する債務については、甲が効力発生日をもって重疊的債務引受けを行うものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき重疊的債務引受けを行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、乙に対してその負担額全額を請求するものとする。

第4条 (乙が本件分割に際して甲に対して交付する株式の数)

乙は本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、株式3,000株を発行し、そのすべてを甲に対して交付するものとする。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 資本金      | 金120,000,000円 |
| (2) 資本準備金    | 金30,000,000円  |
| (3) その他資本剰余金 |               |

株主資本等変動額から(1)及び(2)を控除した額

第6条 (手続の終了)

本件分割は平成29年10月1日までに必要な手続を終了させ、新設分割による乙に係る設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (競業避止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第8条 (分割計画の変更)

本分割計画の作成後、乙の成立に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を行わないものとする事ができる。

第9条 (規定外事項)

本分割計画に定めるものの他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨にしたがって甲がこれを決定するものとする。

以上

以上、本件分割の内容を証するため、本分割計画書を作成し、甲が記名押印するものとする。

平成29年4月14日

東京都港区三田三丁目5番27号  
(甲) 株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗 ㊞

承継権利義務明細表

乙は本件分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する資産、債務、労働契約その他の権利義務のうち、以下に記載するものを承継するものとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の額の評価については、平成28年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

- ① 現金及び預金
- ② 売掛金
- ③ 商品
- ④ 原材料
- ⑤ 貯蔵品
- ⑥ 前払金
- ⑦ 役員・従業員短期債権
- ⑧ 建物
- ⑨ 建物附属設備
- ⑩ 車両運搬具
- ⑪ 工具器具備品
- ⑫ 商標権
- ⑬ ソフトウェア
- ⑭ 役員・従業員長期貸付金
- ⑮ 長期前払費用
- ⑯ 敷金・保証金
- ⑰ 上記に付随する一切の権利

(2) 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

- ① 資産除去債務
- ② ポイント引当金
- ③ 預り保証金
- ④ 上記に付随する一切の債務

(3) 承継する契約その他の権利義務(上記(1)及び(2)に係るものを除く。)

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、労働契約、その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務の内、当社が承継する必要があると判断したもの

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なものの内、分割効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(4) 許認可等

甲が本件分割の効力発生日において、本件事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

別紙

## 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ライドオンエクスプレスと称し、英文ではR I D E  
O N E X P R E S S C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部または一部を取得することができる。

- ② 前項の場合、当社は会社法第160条第2項および同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主に株式および新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

第13条 当社は、当社の株式および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨および引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。



(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  - ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

- 第34条 当社は監査役を置く。



(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第42条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

## 株式会社ライドオンデマンド分割計画書（写）

この分割計画書は、株式会社ライドオン・エクスプレス(以下、「甲」という。)が、会社組織再編を目的として、その営む宅配事業(首都圏の直営店舗及び宅配代行の運営に関する事業。以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライドオンデマンド(以下、「乙」という。)に承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うにあたり、その分割計画の内容を定めるものである。

第1条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項)

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(2) 商号

株式会社ライドオンデマンド

(3) 本店の所在地

東京都港区

(設立時の本店は、東京都港区三田三丁目5番27号に置く。)

(4) 発行可能株式総数

12,000株

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条 (乙の設立時取締役ならびに設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役ならびに設立時監査役は次のとおりとする。

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 設立時取締役 | 江見 | 朗  |
| 設立時取締役 | 松島 | 和之 |
| 設立時取締役 | 渡邊 | 一正 |
| 設立時取締役 | 富板 | 克行 |
| 設立時取締役 | 水谷 | 俊彦 |
| 設立時取締役 | 赤木 | 豊  |

第3条 (乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務に関する事項)

乙は本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産及び債務、労働契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、乙の成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

- 2 乙が甲より承継する債務については、甲が効力発生日をもって重畳的債務引受けを行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき重畳的債務引受けを行った債務につき自ら弁済その他の負担を行った場合には、乙に対してその負担額全額を請求するものとする。

第4条 (乙が本件分割に際して甲に対して交付する株式の数)

乙は本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、株式3,000株を発行し、そのすべてを甲に対して交付するものとする。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金 金120,000,000円
- (2) 資本準備金 金30,000,000円
- (3) その他資本剰余金  
株主資本等変動額から(1)及び(2)を控除した額

第6条 (手続の終了)

本件分割は平成29年10月1日までに必要な手続を終了させ、新設分割による乙に係る設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条 (分割計画の変更)

本分割計画の作成後、乙の成立に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を行わないものとすることができる。

第9条 (規定外事項)

本分割計画に定めるものの他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨にしたがって甲がこれを決定するものとする。

以上

以上、本件分割の内容を証するため、本分割計画書を作成し、甲が記名押印するものとする。

平成29年4月14日

(甲) 東京都港区三田三丁目5番27号  
株式会社ライドオン・エクスプレス  
代表取締役 江見 朗 ㊟

別紙

承継権利義務明細表

乙は本件分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する資産、債務、労働契約その他の権利義務のうち、以下に記載するものを承継するものとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の額の評価については、平成28年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

- ① 現金及び預金
- ② 売掛金
- ③ 原材料
- ④ 貯蔵品
- ⑤ 前払費用
- ⑥ 建物
- ⑦ 建物附属設備
- ⑧ 車両運搬具
- ⑨ 工具器具備品
- ⑩ ソフトウェア
- ⑪ 長期前払費用
- ⑫ 敷金・保証金
- ⑬ 上記に付随する一切の権利

(2) 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

- ① 資産除去債務
- ② 上記に付随する一切の債務

(3) 承継する契約その他の権利義務(上記(1)及び(2)に係るものを除く。)

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、労働契約、その他本件事業に係る一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務の内、当社が承継する必要があると判断したもの

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なものの内、分割効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(4) 許認可等

甲が本件分割の効力発生日において、本件事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上

別紙

## 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ライドオンデマンドと称し、英文ではR I D E O N DEMAND Co. , L t d. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内および海外におけるフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導育成およびライセンス業務並びに飲食店の経営
2. 加盟店へ必要商品の仕入れルートおよび工事業者の斡旋および販売上必要な物品の供給
3. 食料品の製造、加工および販売
4. 商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務
5. 酒類の販売
6. 普通自動車、原動機付自転車の買取および販売
7. 総合リース、レンタル業および損害保険代理店業
8. 店舗の売買、賃貸および管理
9. 広告代理業
10. インターネットおよびモバイルなどコンピューターネットワークを利用した各種情報の提供並びに販売
11. 通信販売業務
12. インターネットを利用した宅配サービスの受注代行、広告業務
13. インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務およびインターネットでの広告業務
14. インターネットなどの情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
15. 企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
16. 前各号に付帯する一切の事業
17. その他適法な業務の一切

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主との合意による自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部または一部を取得することができる。

- ② 前項の場合、当社は会社法第160条第2項および同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主に株式および新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定)

第13条 当社は、当社の株式および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨および引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。



(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  - ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

- 第34条 当社は監査役を置く。



(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第42条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式数については、各新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、それぞれ3,000株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、新設分割による当社の純資産に変動がなく、また新設分割設立会社の株式のすべてが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、また、新設分割による持株会社体制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設分割設立会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、各新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、各新設分割計画書第5条に記載のとおりとすることといたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容  
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は第2号議案「新設分割計画承認の件」の承認可決を条件として、平成29年10月2日をもって新設分割による持株会社に移行いたします。これに伴い、商号及び目的（現行定款第1条及び第2条）について、所要の変更及び附則の追加を行うものであります。

なお、本定款変更は平成29年10月2日に効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社ライドオン・エクスプレ <span style="text-decoration: underline;">ス</span> と称し、英文ではR I D E O N E X P R E S S Co. , L t d. と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、株式会社ライドオンエクスプレ <span style="text-decoration: underline;">ス</span> ホールディング <span style="text-decoration: underline;">ス</span> と称し、英文ではR I D E O N E X P R E S S <span style="text-decoration: underline;">H O L D I N G S</span> Co. , L t d. と表示する。 |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1、2 (条文省略)</p> <p>3. 食料品の販売</p> <p>4. <u>寿司の製造、販売</u></p> <p>5. <u>釜飯の製造、販売</u></p> <p>6. <u>高齢者向け惣菜および弁当の製造、販売、およびそれに付帯するサービス</u></p> <p>7. <u>パン及び惣菜等の調理食料の製造、販売</u></p> <p>8. <u>中華料理の製造、販売</u></p> <p>9. 商品の配達代行</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>11. <u>中古原動機付自転車の買取及び販売</u></p> <p>12. 損害保険代理店業</p> <p>13～21 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>22、23 (条文省略)</p> <p>第3条～第44条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の各号の事業を営む<u>会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1、2 (現行どおり)</p> <p>3. 食料品の製造、加工および販売<br/>(削 除)<br/>(削 除)<br/>(削 除)</p> <p>4. <u>商品の受注代行、配達代行およびそれに関する仲介業務</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>普通自動車、原動機付自転車の買取及び販売</u></p> <p>7. <u>総合リース、レンタル業および損害保険代理店業</u></p> <p>8～16 (現行どおり)</p> <p>17. <u>企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務</u></p> <p>18. <u>経営コンサルティング業務</u></p> <p>19. <u>経営支援業務</u></p> <p>20. <u>著作権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用</u></p> <p>21、22 (現行どおり)</p> <p>第3条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更については、平成29年6月28日開催予定の第16期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることおよび上記新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>3 <u>本附則は、附則2に定める新設分割の効力発生日をもって削除する。</u></p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、当会社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--|------------|
| 1     | えみ あきら<br>江見 朗<br>(昭和35年9月10日生)     | 昭和59年3月 レストラン玄海（米国）入社<br>平成4年4月 サブマリン開業<br>平成7年8月 ㈱サブマリン設立 代表取締役社長<br>平成13年7月 当社設立 代表取締役社長（現任）   | 647,300株   |
|       |                                     | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の創業者である江見朗氏は、経営全般における豊富な実務経験及び当社の事業を取り巻く環境や業界について幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>   |            |
| 2     | まつしま かずゆき<br>松島 和之<br>(昭和34年9月24日生) | 昭和56年3月 ㈱森商店入社<br>昭和61年4月 ㈱ヤマコグループ入社<br>平成4年4月 サブマリン開業<br>平成7年8月 ㈱サブマリン設立 取締役副社長<br>平成13年7月 当社設立 取締役<br>平成15年11月 当社 専務取締役<br>平成20年4月 当社 営業部門統括（現任）<br>平成22年8月 当社 取締役副社長（現任）  | 283,800株   |
|       |                                     | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の共同創業者である松島和之氏は、当社の経営・フランチャイズチェーン運営全般における豊富な実務経験及び当社の事業を取り巻く環境や業界について深い見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>  |            |
| 3     | わたなべ かずまさ<br>渡邊 一正<br>(昭和44年1月17日生) | 平成3年4月 ㈱リクルートコスモス入社<br>平成4年4月 ㈱関西リクルート人材センター（現：㈱リクルートキャリア）入社<br>平成15年10月 ㈱ネクストジャパン 常務取締役<br>平成17年10月 同社 取締役上席副社長<br>平成18年10月 同社 代表取締役社長<br>平成19年11月 サードステージ設立 代表<br>平成22年8月 当社 専務取締役<br>当社 経営企画/管理部門統括（現任）<br>平成27年1月 ㈱エースタート設立 代表取締役（現任）<br>平成28年4月 当社 取締役副社長（現任） | 214,500株   |
|       |                                     | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>渡邊一正氏は、経営全般における幅広い見識、豊富な実務経験を有しており、当社の経営企画・管理部門の統括として重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>  |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--|------------|
| 4     | とみいた かつゆき<br>富板 克行<br>(昭和40年3月17日生)  | 昭和63年4月 ㈱木曾路入社<br>平成7年8月 ㈱サブマリン入社<br>平成10年8月 同社 専務取締役<br>平成13年7月 当社入社<br>平成14年2月 当社 取締役<br>平成22年8月 当社 常務取締役 (現任)<br>平成29年4月 当社 フランチャイズ本部担当 (現任)  | 207,500株   |
|       |                                      | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>富板克行氏は、当社の取締役として経営に携わると共に、フランチャイズチェーン構築・運営における監督・指揮、新規事業開発といった豊富な実務経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>  |            |
| 5     | みずたに としひこ<br>水谷 俊彦<br>(昭和44年11月16日生) | 昭和63年4月 ㈱高千穂通信機器製作所 (現：㈱タカコム) 入社<br>平成3年2月 ㈱ファルコバイオシステムズ入社<br>平成8年11月 ㈱サブマリン入社<br>平成13年2月 同社 常務取締役<br>平成13年7月 当社入社<br>平成14年2月 当社 取締役<br>平成22年8月 当社 常務取締役 (現任)<br>平成29年4月 当社 フランチャイズ本部担当 (現任)                             | 133,500株   |
|       |                                      | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>水谷俊彦氏は、当社の取締役として経営に携わると共に、フランチャイズチェーンにおけるシステム構築・運営における監督・指揮及び新規事業開発における豊富な実務経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>   |            |
| 6     | あかぎ ゆたか<br>赤木 豊<br>(昭和51年9月4日生)      | 平成11年4月 ㈱日本エル・シー・エー (現：㈱エル・シー・エーホールディングス) 入社<br>平成11年12月 ㈱アイデアリンク (現：㈱アイデアプラス) 入社<br>平成13年12月 同社 取締役<br>平成19年10月 同社 代表取締役<br>平成20年5月 同社 取締役副社長<br>平成22年8月 当社 取締役<br>平成27年6月 当社 常務取締役 (現任)<br>平成29年4月 当社 マーケティング本部担当 (現任) | 72,000株    |
|       |                                      | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>赤木豊氏は、当社のエリアフランチャイザーとしての運営全般における豊富な実務経験及び経営全般における幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>   |            |

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--|------------|
| 1     | せい の としひこ<br>清野敏彦<br>(昭和39年9月2日生) | 昭和62年4月 川合税務会計事務所入社<br>昭和63年9月 (有)サンライズ工業入社<br>平成6年3月 同社 取締役<br>平成12年8月 下田機工(株)入社<br>平成13年8月 下田エコテック(株)入社<br>平成16年2月 当社入社<br>平成22年9月 当社 内部監査室室長<br>平成23年6月 当社 常勤監査役<br>平成27年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) | 5,000株     |
|       |                                   | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>清野敏彦氏は、当社における管理部門・内部監査業務に基づく、当社の管理に関する知見及び事業に関する広範で豊富な見識を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。</p>   |            |
| 2     | たきや けいご<br>瀧谷啓吾<br>(昭和31年12月17日生) | 昭和62年5月 (株)中広入社<br>平成9年12月 (有)十八企画設立 取締役(現任)<br>平成13年2月 (株)サブマリン 監査役<br>平成24年6月 当社 監査役<br>平成24年7月 (株)ユリス設立 代表取締役(現任)<br>平成26年11月 (株)ビジョンリーダー設立 代表取締役<br>平成27年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)                | —          |
|       |                                   | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>瀧谷啓吾氏は、経営全般並びにマーケティング等において幅広い見識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導および監督を行える人材であるため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。</p>                      |            |
| 3     | いわぶ しげよし<br>岩部成善<br>(昭和29年2月23日生) | 昭和54年3月 大和ハウス工業(株)入社<br>昭和58年4月 大栄住宅(株)入社<br>平成12年2月 (株)イワブ設立 代表取締役<br>平成25年3月 当社 監査役<br>平成27年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)   | 4,000株     |
|       |                                   | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>岩部成善氏は、不動産管理等の豊富な実務経験を有しており、多店舗展開を行う当社への適切な指導および監督を行える人材であるため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。</p>                                |            |

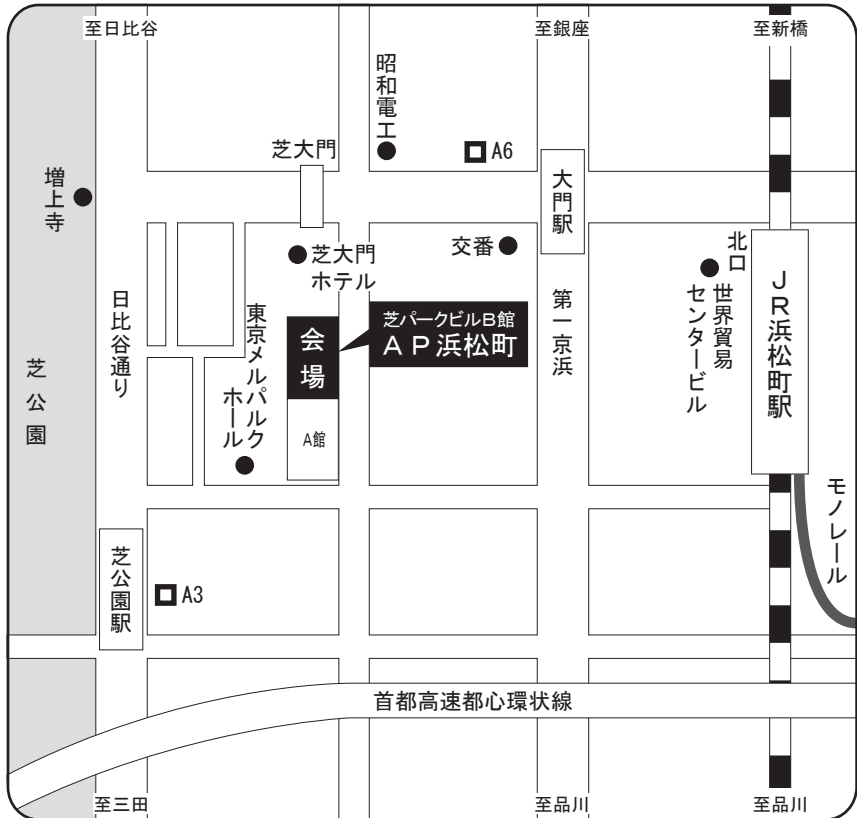
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 瀧谷啓吾および岩部成善の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 瀧谷啓吾および岩部成善の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 清野敏彦、瀧谷啓吾および岩部成善の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役の職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館地下1階  
TOKYO-CONVENTION HALL AP浜松町  
電話 03-5405-6109



JR山手線・京浜東北線 浜松町駅北口より徒歩7分  
都営浅草線・大江戸線 大門駅A6出口より徒歩3分  
都営三田線 芝公園駅A3出口より徒歩3分